

## ①保険医療機関

当院は保険医療機関の指定を受けています。

当院は、下記の施設基準を満たし、厚生労働省（北海道厚生局）に届出をしております。

【管理者】 鮫島 睦生

【病床数】 一般病床 13床 療養病床 6床

【診療日・診察時間】 月～金 9：00-17：00

【休診日】 土・日祝日

診療受付時間	月	火	水	木	金
9：00～11：30	○	○	○	○	○
13：00～16：30	○	○	○	○	○

### 【施設基準一覧】

1. 有床診療所入院基本料 6
2. 機能強化加算
3. 時間外対応加算 1
4. がん性疼痛緩和指導管理料
5. がん治療連携指導料
6. 別添 1 の「第 9」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援診療所
7. 在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
8. 在宅時医学総合管理料の注 14（施設入居時等医学総合管理料の注 5 の規定により準用する場合含む。）に規定する基準
9. 在宅データ提出加算
10. 在宅がん医療総合診療料
11. 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
12. 肝炎インターフェロン治療計画料
13. 情報通信機器を用いた診療
14. CT 撮影および MRI 撮影
15. 電子的診療情報連携体制整備加算 3
16. 在宅医療 DX 情報活用加算 2

## ②指定医療機関

1. 生活保護法・中国残留邦人等支援法指定医療機関
2. 身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に基づく指定医
3. 難病の患者に対する医療等に関する法律第 14 条第 1 項の規定による指定医療機関

4. 結核指定医療機関
5. 被爆者一般疾病医療機関
6. 労災指定医療機関

※特定疾患治療研究事業、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療給付事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業についても含む。

---

### ③保険外負担一覧

#### 【書類／料金（税込）】

- ・一般診断書（簡単なもの） 2,200 円
- ・一般診断書（複雑なもの） 5,500 円
- ・死亡診断書（1 通目） 5,500 円
- ・死亡診断書（2 通目以降） 11,000 円
- ・保険会社所定診断書 5,500 円
- ・身体障害者申請診断書 11,000 円
- ・指定難病臨床個人調査票（新規） 11,000 円
- ・指定難病臨床個人調査票（更新） 5,500 円
- ・成年後見人診断書 5,500 円
- ・一般証明書 1,100 円
- ・領収証明書 550 円

#### 【予防接種／料金（税込）】

- ・インフルエンザワクチン 3,850 円
- ・肺炎球菌ワクチン 8,800 円

#### 【入院時／料金（税込）】

- ・特別室（個室・希望者のみ） 1 日 11,000 円
- ・テレビ・冷蔵庫使用料 1 日 330 円
- ・病衣（随時交換） 1 日 110 円
- ・紙おむつ 1 枚 110 円
- ・尿取りパッド 1 枚 33 円

※入院患者様で紙おむつ等をご利用の場合は、原則病院支給の物を使用します。

---

### ④機能強化加算（初診時 80 点）・時間外対応加算 1（再診時 7 点）

当院はかかりつけ医機能を有している医療機関です

- 他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。
- 健康診断の結果に関する相談、健康管理に関する相談に応じます。
- 検査の結果によっては、さらに精密な検査が必要となる場合があります。対応困難な場合は、専門の医師、専門の病院へ紹介させていただきます。

- 介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
  - 夜間・休日など緊急時の対応方法について情報提供いたします。
- 

### ⑤一般名処方加算（処方箋交付時：6点～8点）

当院は、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。  
現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。  
一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

---

### ⑥情報通信機器を用いた診療

当院では、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）を実施しております。

なお、初診においては向精神薬の処方を行っておりません。

また、厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、安全かつ適切な医療の提供に努めております。

---

### ⑦電子的診療情報連携体制整備加算 3

当院ではオンライン資格確認やマイナ保険証等を通じて、電子的に診療情報をやりとり・活用する体制を整えており、厚生局が定める下記施設基準を満たし算定を行っております。

- ・ オンライン請求を行っている。
  - ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
  - ・ 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧または活用出来る体制を有している
  - ・ 診療報明細書の無料交付・院内掲示を行っている
  - ・ マイナンバー保険証使用率（30%以上）
  - ・ マイナポータルでの医療情報等に基づき、患者様から健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて院内及びウェブサイト等に掲載している。
- 

### ⑧在宅医療 DX 情報活用加算 2

当院ではオンライン資格確認を通じて得た患者様の診療情報や薬剤情報を踏まえて計画的な医学管理と訪問診療を行う体制を整えており、厚生局が定める下記施設基準を満たし算定を行っております。

- ・ オンライン請求を行っている。
- ・ オンライン資格確認を行う体制を有している
- ・ 居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムの活用により、医師等が患者の診療情報等を取得及び活用でき

る体制が整備されている

- ・国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
  - ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
  - ・医療DX推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
- 

#### ⑨生活習慣病管理料

当院では、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病の患者様に対し、「生活習慣管理料」を算定し、総合的な治療管理を行っております。この管理料は、患者様一人ひとりの病状に応じた治療計画を作成し、食事・運動・服薬等に関する継続的な指導を行うことを目的としています。生活習慣病の管理にあたり、個々の患者様に応じた「療養計画書」を作成し、その内容についてご説明のうえお渡ししております。患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬やリフィル処方箋を交付することが可能となります。

---

厚労省のご案内（別添資料）の通りといたします。

患者のみなさまへ

令和8年6月から

## 先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、**先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。**
- 特別の料金は、令和8年6月から、**先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当**です。
- この機会に、**後発医薬品の積極的な利用**をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

### 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



### 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため  
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

## 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の2分の1である20円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## Q&A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。令和8年6月から、後発医薬品の更なる使用促進に向けて、「特別の料金」を先発医薬品と後発医薬品の価格差の2分の1相当とします。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。